

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準（平成14年岩手県告示第306号）の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域並びに騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により大船渡市長及び<u>陸前高田市長</u>が第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域として指定した地域をいう。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域並びに騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により大船渡市長、<u>陸前高田市長</u>及び<u>滝沢市長</u>が第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域として指定した地域をいう。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	